

各介護サービスを運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る「処遇改善計画書」の提出について（通知）

平素より、本県の高齢者福祉の推進にご尽力いただき、お礼申し上げます。

2019年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」）が新たに創設され、厚生労働省より「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年4月12日付老発0412第8号厚生労働省老健局通知）が示されたところです。

今般、当通知により特定加算を取得しようとする介護サービス事業者等に提出が義務付けられている「介護職員等特定処遇改善計画書」について、今年度の提出期限を下記のとおりお知らせしますので、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

なお、県内複数圏域（東・中・西）において指定居宅（予防）・指定施設サービス事業所を開設している事業者のうち法人本部が東部にある場合の計画書提出先は鳥取市となりますが、県又は南部箕蚊屋広域連合においても内容を把握する必要があるため、鳥取市へ提出した計画書一式の写しを県長寿社会課にも提出（郵送）してくださいますよう併せてお願いいたします。

（担当：介護保険・施設担当 安達 電話：0857-26-7175）

記

1 「介護職員等特定処遇改善計画書」の提出について

(1) 提出期限

加算算定期	提出期限（必着）
①令和元年10月から新たに加算を算定する場合	令和元年8月30日（金）
②令和元年度途中で新たに加算を算定する場合	加算を取得しようとする月の前々月の末日 （例：令和元年12月から算定開始 ⇒令和元年10月末日までに計画書等を提出）

(2) その他

- 指定地域密着型サービスに係る手続きは、各指定権者である市町等に確認をお願いいたします。
- 令和元年度介護職員等特定処遇改善計画書の様式は、以下の当課HPよりダウンロードしてください。
- 事務手続き等についての国通知も以下のページに掲載しておりますので、計画書の提出にあたっては内容をよく確認してください。
- 計画書の欄外に作成担当者様の氏名・連絡先を記載するか、名刺を添付してください。
- 加算取得のため、別途提出が必要な「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」については、厚労省から様式の提示があり次第、別途、お知らせします。

【県長寿社会課HP（介護職員処遇改善加算）】<https://www.pref.tottori.lg.jp/285757.htm>

2 指定権者が鳥取県又は南部箕蚊屋広域連合である場合の提出先・問い合わせ先

事業所の所在地	担当	所在地	電話番号
中部地区	中部総合事務所 福祉保健局地域福祉支援課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3128
西部地区 (南部町、伯耆町、 日吉津村を除く)	西部総合事務所 福祉保健局福祉企画課 URL: https://www.pref.tottori.lg.jp/274402.htm	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9314
南部町、伯耆町、 日吉津村	南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺 377-1	0859-39-6222

※ 東部地区の指定居宅（予防）・施設サービスに係る提出先は鳥取市になります。

※ 県内複数圏域（東・中・西）において指定居宅（予防）・施設サービス事業所を開設している事業者のうち法人本部が東部にある事業者は、鳥取市に提出した報告書の写しを、県長寿社会課にも提出（郵送）してください。